

2022年2月1日

お客様各位

西日本シティ銀行

ローン規定（消費者ローン）の改定について

当行は、ローン規定第28条および民法が定める定型約款の変更の規定に基づき本規定を改定いたします。

1. 改定内容

今回の改定は「NCB 医学部生専用教育ローン」取扱開始に伴い、同商品を新規でご契約いただくお客様向けであり、改定前よりお取引いただいているお客様に係る変更はございません。

■改訂箇所

第4条（契約締結後の融資利率の変更）

変更前	変更後
<p>第4条（契約締結後の融資利率の変更）</p> <p>1. 固定金利借入の場合、融資利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は融資利率を一般に行われる程度のものに変更ができるものとします。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。なお、固定金利から変動金利への変更もできないものとします。</p> <p>2. 変動金利の場合、以下のように融資利率の変更を行います。なお、別途特約書を差し入れた場合は、当該特約書の定めによります。</p> <p>(1) 融資利率変更の基準</p> <p>変動金利の融資利率は、銀行の短期プライムレート（以下「基準金利」という）を基準として、基準金利の変更に伴って、引き上げまたは引き下げられることに同意します。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利の取扱が廃止された場合には、基準金利を一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。</p>	<p>第4条（契約締結後の融資利率の変更）</p> <p>1. 固定金利借入の場合、融資利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は融資利率を一般に行われる程度のものに変更ができるものとします。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。なお、固定金利から変動金利への変更もできないものとします。</p> <p>2. 変動金利の場合、以下のように融資利率の変更を行います。なお、別途特約書を差し入れた場合は、当該特約書の定めによります。</p> <p>(1) 融資利率変更の基準</p> <p>変動金利の融資利率は、銀行の短期プライムレート（以下「基準金利」という）を基準として、基準金利の変更に伴って、引き上げまたは引き下げられることに同意します。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利の取扱が廃止された場合には、基準金利を一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。</p>

<p>(2) 融資利率の変更ならびに変更日</p> <p>① 融資利率は毎年4月1日および10月1日（銀行の休日の場合は翌営業日、以下「基準日」という）に見直しを行い、その日現在における基準金利と前回の基準日現在の基準金利（借入日以降最初に見直しを行う場合は借入日の基準金利）との差だけ変動します。</p> <p>② 前項により融資利率を変更する場合、変更後の融資利率の適用開始日は次のとおりとします。</p> <p>ア. 每月の均等返済のみの場合</p> <p>基準日以降最初に到来する6月と12月の約定返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。</p> <p>イ. 特定期間返済を併用する場合</p> <p>基準日の翌々月の応答日以降、最初に到来する増額返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。</p> <p>(3) 収支方法</p> <p>融資利率の変更に伴い毎回の元利金返済額に変更がある場合は、新融資利率、残存元金、残存融資期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。銀行は原則として変更後第1回の約定返済日までに新融資利率、新返済額等を文書により通知するものとします。</p> <p>(4) 固定金利への変更</p> <p>変動金利を選択した場合、固定金利への変更は行わないものとします。</p> <p><u>3. 商品が医学部生専用教育ローンの場合、第1項・第2項に関わらず以下のように融資利率の変更を行います。</u></p> <p><u>(1) 据置期間の融資利率</u></p> <p>融資実行日から据置期間終了日までを固定金利特約期間とし、融資利率は変更しないものとします。 また、固定金利から変動金利への変更もできないものとします。</p>	<p>(2) 融資利率の変更ならびに変更日</p> <p>① 融資利率は毎年4月1日および10月1日（銀行の休日の場合は翌営業日、以下「基準日」という）に見直しを行い、その日現在における基準金利と前回の基準日現在の基準金利（借入日以降最初に見直しを行う場合は借入日の基準金利）との差だけ変動します。</p> <p>② 前項により融資利率を変更する場合、変更後の融資利率の適用開始日は次のとおりとします。</p> <p>ア. 每月の均等返済のみの場合</p> <p>基準日以降最初に到来する6月と12月の約定返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。</p> <p>イ. 特定期間返済を併用する場合</p> <p>基準日の翌々月の応答日以降、最初に到来する増額返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。</p> <p>(3) 収支方法</p> <p>融資利率の変更に伴い毎回の元利金返済額に変更がある場合は、新融資利率、残存元金、残存融資期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。銀行は原則として変更後第1回の約定返済日までに新融資利率、新返済額等を文書により通知するものとします。</p> <p>(4) 固定金利への変更</p> <p>変動金利を選択した場合、固定金利への変更は行わないものとします。</p> <p><u>3. 商品が医学部生専用教育ローンの場合、第1項・第2項に関わらず以下のように融資利率の変更を行います。</u></p> <p><u>(1) 据置期間の融資利率</u></p> <p>融資実行日から据置期間終了日までを固定金利特約期間とし、融資利率は変更しないものとします。 また、固定金利から変動金利への変更もできないものとします。</p>
---	---

	<p>(2) 融資利率の変更ならびに変更日</p> <p>① 固定金利特約期間終了日の翌日から変動金利を適用するものとし、適用日の銀行の短期プライムレート（以下「基準金利」という）を基準に決定します。</p> <p>② 変動金利の融資利率は、基準金利の変動に合わせて変動するものとし、基準金利の変更があった場合は、その変動幅と同一幅で自動的に引き上げまたは引き下げられることに同意します。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利の取扱が廃止された場合には、基準金利を一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。変更後の融資利率の適用は、基準金利の変更日を起算日として2週間後の応答日以降最初に到来する約定日の翌日からとします。</p> <p>(3) 返済方法</p> <p>融資利率の変更に伴い毎回の元利金返済額に変更がある場合は、新融資利率、残存元金、残存融資期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。銀行は原則として変更後第1回の約定返済日までに新融資利率、新返済額等を文書により通知するものとします。</p> <p>(4) 固定金利への変更</p> <p>変動金利を適用後、固定金利への変更は行わないものとします。</p>
--	--

2. 効力発生日

2022年2月1日（火）

※ 改定後のローン規定（消費者ローン）全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

＜ホームページ規定一覧＞ https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

以上